

令和元年度第5期第5回東大阪市文化芸術審議会

開催日時： 令和2年2月27日（木） 14：00～15：30

場 所： 東大阪市役所 22階会議室

<会議の成立確認>

○会長

それでは本日の進め方としては、事務局さんから案件1と案件2を続けて説明いただきます。その後、一括して、皆様に御意見を伺わせていただきたいと思います。

それでは、御説明お願いいたします。

〔案件1〕30年度・31年度の文化国際課事業報告

○事務局

<配布資料確認>

- ・ 次第
- ・ 資料1 （仮称）新文化政策ビジョンの柱一覧（修正分を配布）
- ・ 資料2 （仮称）新文化政策ビジョン素案
- ・ 資料3 文化創造館オープニングイヤーイベントスケジュール
- ・ 文化芸術基本法
- ・ 東大阪市文化振興条例
- ・ 東大阪市文化芸術に関する市民意識調査結果報告書（完成版）

<文化創造館の事業及び文化国際課の事業報告>

〔案件2〕（仮称）新文化政策ビジョン素案について

続いて、案件2の（仮称）新文化政策ビジョン素案について、御説明いたします。

まず、スケジュールですが、素案についての議論は本日が1回目、5月頃に2回目、7月頃に3回目、10月頃に最終案の完成予定となっております。

素案の具体的な説明に入る前に、小中学校と高齢者施設と障害者施設にヒアリングを行いましたので、その御報告をさせていただきます。調査に当たり、ヒアリング施設をご紹介いただくなど、御協力いただきましてありがとうございました。

<ヒアリング調査報告>

続いて、素案についてご説明いたします。資料2をごらんください。

1ページから4ページが社会動向の変化で、5ページが現ビジョンの成果です。7ページからが市民意識調査の結果です。意識調査の結果は、前回ご報告したものを要約しています。

9ページは、本市の課題です。一つ目が文化施設を中心とした文化芸術の振興です。意識調査では居住地によって鑑賞・活動の経験に差がありました。身近な場所で文化芸術に触れられるように、文化施設の連携や文化施設以外の施設でも鑑賞・参加・創造ができる取り組みなどが求められています。

二つ目は、あらゆる市民が文化芸術に触れる機会づくりです。意識調査では性別や年齢など、さまざまな理由により鑑賞・活動できていないことがわかりました。本ビジョンの基本理念では、「誰もが文化を享受し、文化芸術活動に参加し、文化創造を行うことのできる権利が文化的人権として確立され、保障されなくてはなりません」とあります。誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造する機会をつくる必要があります。

三つ目は、文化芸術の効果的な情報発信です。5ページの成果でも挙げていますが、本市は従来の市政だよりだけでなく、SNSも取り入れてさまざまな形で情報発信をし

ています。しかし、意識調査では鑑賞や活動をしなかった理由として「情報が少ない」という理由が上位にありました。情報の受け手の特性に応じた情報発信のあり方を検討していかなければいけません。

四つ目は文化芸術を活用したまちづくりの展開です。意識調査では、市の取り組みへの評価で、「市の文化の魅力を市外に発信できていない」と思う方が最も多くいらっしゃいました。地域の文化的資源を活用し、本市の魅力として市外に発信することはまちの誇りづくりとなり、また、市外からの交流人口の増加にもつながります。そうした展開を今後続けていくことが必要です。

五つ目は、文化芸術の担い手の確保・育成です。少子高齢化の社会の中、文化団体の高齢化が進んでいます。文化施設の来館者も高齢者が多い傾向です。今後の本市の文化芸術の担い手となる若い世代を意識した取り組みが求められます。

10ページのビジョンの扱う文化の範囲ですが、現ビジョンでは、アートや学術、研究という記載をしておりましたが、より具体的に文化芸術基本法で定められている第8条から第14条という記載をさせていただいています。

12ページの基本理念は、現ビジョンのまま引き継ぎます。

14ページから施策の柱の内容になりますが、今回の改定では、国際規約や法律、条例など、根拠としているものを記載することと、ゆとりや豊かさなど、「文化芸術は余剰があるから取り組むもの」と捉えられかねない言葉をできるだけ使わずに文化を享受することは、文化的人権であることを記載するということを意識しています。

また、施策の柱を見直す中で、これまでの三つの基本方向の「市民文化の活性化に向けて」、「都市文化の創造を目指して」「行政の文化化の推進」を「市民文化」と「都市文化」の二本柱に変えまして、これらを推進するために必要な体制として、「文化政策の推進のために」と整理するほうがわかりやすいのではないかと考えまして、このような構成としました。

柱については、施設整備が進んだことや法律や条例が制定されたこと、本市の状況をもとに、統合するもの、新設するもの、柱としないものを整理しました。今回の柱としないものには、「補助金の再編」と「アーティストを育てる仕組みづくり」がありますが、本市の補助金のあり方については、全庁で見直しをしており、新しく補助金制度をつくっていくことは難しいということと、市の取り組みとしては、アーティストの育成より文化を支える人材の育成が必要ではないかと考えて、柱から外すこととしました。

新設した柱は五つあります。「子どもが文化芸術に触れる機会創出」については、市民意識調査でも、市が力を入れるべき施策として、子どもや青少年の感性や創造性の育成が2番目に多く求められており、文化芸術基本法でも、学校との連携が記載されています。審議会の中でも、生の文化は新しい文化が生まれる創造の場であり、他者と共感し交流するものだというお話がありました。文化芸術が持つ力を子どもたちの生きる力を育むために活用したいと考えました。

次に、「誰もが文化芸術に親しむ環境づくり」は、現ビジョンでも、「年齢、国籍、障害の有無や経済的、地理的理由などにかかわらず、文化的人権が尊重されなければなりません」とあり、近年、社会包摂というキーワードとともに、その考え方も広まってきていますので、さまざまな理由で、文化芸術に触れていない人も親しめるように、環境づくりが必要という考え方を柱として出したいと思います。

「多様な文化が交流するまちづくり」は審議会でも意見をいただきましたが、文化を通じた国際交流の視点の柱です。本市は府内でも大阪市に次いで2番目に外国人住民が多く、これまでも多文化共生に取り組んできました。互いの文化的背景を知り、尊重し合いながら、国籍にかかわらず、地域社会を構成する住民として、ともに暮らしやすいまちづくりを進めていくというものです。

「文化芸術を生かしたにぎわいづくり」は、文化創造館や花園中央公園が整備され、市民はもちろん、市外からも多くの人が集うエリアになっていきます。周辺の

住民や学校、お店などと連携し、地域が活気づき、市内外の人にとって魅力的なエリアとなれば、東大阪を好きな人も増え、都市イメージの向上につながるものです。

「文化芸術を支える人材の育成」は、審議会でも意見をいただいております、市民と文化施設やアーティストをつなぐ人材が必要とされているのではないかと思います。ボランティアについても、単に手伝ってもらう人という捉え方ではなく、東大阪の文化を支える人と捉えることが必要です。また、コーディネーターの育成の先には中間支援窓口としての活躍を見据えて取り組みたいと考えています。

統合した柱ですが、「文化施設の効果的な活用と充実」は、施設の老朽化による建て替えに関する事に記載されておりましたので、その部分を公共施設の再編整備が進んだことから削除しまして、「文化施設の役割の検証と拡大」の柱とまとめて、「文化施設の公共的役割の徹底」というふうにしました。

「地域の特性を生かした都市アイデンティティの創造」は、七つのリージョンについての柱でしたが、「地域の文化的資源の価値の見直しと、外部に発信する仕掛けづくり」と統合しまして、本市固有の資源を生かして都市アイデンティティを高めるものを柱とします。

「環境保全と文化的環境づくり」は、一つにまとめまして、環境計画と整合性を図りながら柱とさせていただきます。

次に、「文化政策の推進のために」、について御説明します。庁内横断的な推進体制ですが、現ビジョンでは、市民文化の活性化の一翼を担う、「生涯学習との連携の強化」を柱としていました。また、文化は学校教育や社会教育だけでなく、福祉や環境など、全ての行政に関係するということも記載してありましたが、文化芸術基本法でも、改正に当たって、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育等との分野と連携し、文化芸術の力を生かすこととされています。さまざまな分野との連携がこれからますます重要になってくるので、引き続き文化行政推進会議を開催し、庁内の意思統一、施策の進捗管理等を行っていくことを記載しています。

「市民協働による文化政策の推進」ですが、東大阪の文化政策を行政の力だけで推進することはできません。文化の主体である、市民と一緒に文化政策を推進し、東大阪ならではの個性豊かな地域づくりに取り組むというものです。

「条例及び文化芸術審議会の役割」は、条例と条例に基づく本ビジョンにより本市の文化政策の方向を定め、この審議会で施策が効果的に実施されているかを調査し評価するという仕組みにより、文化政策を推進するということを条例及び審議会の役割とまとめました。

「施策の評価」は引き続き、文化施策調査票を使って、文化政策の評価を行っていきます。

「文化施設の質の高い運用」は、文化政策の推進に当たって、文化施設が担う役割はとても大きいものです。指定管理者制度の導入が進んでいる状況の中、施設の設定目的や条例、本ビジョンの使命を、市と事業者がしっかりと共有して、市民文化の活性化及び都市文化の創造に取り組まなければならないというものです。

説明は以上になります。

○会長

それでは、ここからは一括して議論に入りたいと思います。何か御意見ございますか。

○委員

東大阪に住んで45年になりますが、その頃と今とは文化芸術の感覚が変わってきていると思います。東大阪に引っ越してきたばかりのとき、公民館の色々な教室で友達づくりができましたが、今の若い人たちはSNSなどもあって情報量も多く、上手く友達とつながることができていると思います。

子どもに関しても、小学校に様々な劇やラグビーの出前講座が来てくれたり、ふれあい祭りでダンスが見られたり、こうしたことがラグビーやダンスを始めるきっかけとなっていることを考えると情報発信の重要性を感じています。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

先ほどの事業報告にあった狂言は伝統文化ということでこれまでずっと実施されているのだと思いますが、伝統文化は狂言以外にもたくさんあるので幅広く伝統文化に親しんでもらえたほうがいいと思います。

それから7つのリージョンセンターはかなり多くの市民に利用されており、公民館と同じく市民文化の活動・発表の場となっています。これから文化創造館は市民文化と都市文化の両方の拠点となると思いますが、来年度に創造館の大ホールで文化連盟が実施している事業をやろうとしていましたが、市からお金が出せないと言われてしまった。別の事業では創造館に協力していただいています、この件は大変ショックです。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

文化芸術というと一般的に絵画や彫刻やクラシック音楽というようなイメージが持たれるかと思いますが、アートはそもそも「人間の生きるすべ」という語源があるように、一部の健康で経済的にも豊かな人たちだけが享受するものではないということは今ご説明にもあったとおりかと思います。社会包摂という言葉も出ましたが、例えばイギリスでは、貧困地域にアーティストが出向いてアートプロジェクトを行うことによって、子どもたちの就学意識が高まったり、職に対する意識が高まったりということが報告されています。今現在、子どもの貧困や虐待の問題は本当に切実な問題であろうかと思います。文化芸術は華々しいものばかりでなく、人間の生きるすべとしてのアートを社会問題に活用していただきたいということが切実に思われます。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

まず、7ページ目の市民意識調査の結果ですが、冒頭のところと各表に回答者数を示したほうがいいです。

それから、かなり積極的に社会的包摂が必要であるとか人権や多文化共生の重要性など相当踏み込んで書いてくださっていると思います。そこは、東大阪市がこれまで積み重ねてこられたさまざまな取り組みの特徴でもあり、一歩先をいかれている部分もたくさんあると思います。それを反映していただいているとは思いますがもっとリアリティのある表現があってもいいのかなと感じる部分はあります。

例えば、12ページの基本理念の1に入れてはどうかと思うのですが、社会的包摂や人権の問題にも通じますが、経済的な格差などさまざまな問題で自尊感情や自己肯定感を育めない子どもや大人、お年寄りが増えています。日本ではとりわけそれが特徴的で、OECDの国の中で最も孤立している人が多いというデータも出ています。そういう状態のなか、表現に触れることや自ら表現することは、自尊感情や自己肯定感を育み、その上でその人らしい生き方をしていく道が開けていくことにつながっていくので、その役割が極めて大きいということをきちんと表現してもいいのかなと感じました。

また、こうしたことがアンケートでも方向性として出てきていると施策の柱にも書いてもいいのではないかと。新しいビジョンを考えるにあたっては、市民の声、市民の実情を受けとめていることがもっと伝わるような表現の仕方を工夫されてもいいのではないかと感じました。

それから、20ページの「環境美化・保全と景観まちづくり」については、恐らく文化の担当部門としてどこまで書き込むかを悩まれたと思いますが、本文に補足として、例えば、「地域の自然と歴史的に形成された風土は生活文化の基盤である」と

というようなことが一言でも入ると、なぜこの自然環境を守らないといけないのかということが文化的な面からも理解されやすくなるのではないかという気がします。

それから、21ページからの「文化政策の推進のために」は現ビジョンではかなり具体的に書き込んでいますが、そのレベルからすると今回は大きな括りになって抽象度の高い表現になっているので、きちんと推進されるのだろうかという不安を若干感じさせなくもないなと感じます。

どこまで具体的に書けるかというのは難しいところではありますが、例えば少し改善する点として、1から5までの項目の順番自体がこれでいいのだろうかということもあります。最後に「文化施設の質の高い運用」があり、これが全てを総括するような位置づけをしようとしているように感じますが、最後に「条例と審議会の役割」という形で締めるほうが自然ではないかと思いました。

○委員

子どもが習っているギター教室の先生が先日文化創造館を借りられたところ、いい施設だったということで5月にもまた借りることにしたとおっしゃっていました。音楽を専門にしている方がそう話しているのを聞いて、すばらしいものができたのだなと思いました。

先ほどのヒアリング調査で私が所属する法人の障害者施設にも調査にお越しいただきました。法人自体が10年以上前から専門講師を招いて、力を入れて取り組んでおり、比較的恵まれた環境で活動をさせていただいています。先ほどの報告では障害の分野はすごく整った中で文化芸術活動ができているという印象にもなりかねないと思ったのですが、定期的な発表の場も自分たちでつくったり、現場は本当に苦労されている。やはり、我々は福祉の専門家で芸術文化の分野では素人になるので、その中で先ほど、別の委員からもありました自己実現や生きがいというところでアートに取り組みたい方、あるいは個人的に取り組まれている障害のある方、たくさんおられるのですが、それをどうしていけばいいのかという課題が障害の分野にもあるのかなと

思いました。

逆に、我々としても力を入れてやってきたので、ビジョンの中にある「文化芸術を支える人材育成」という中で、誰かにしてもらうだけでなく、我々やってきた者たちとして、力を使っただけの部分や一緒に取り組んでいける部分がこれから出てくるのかなということも含めて、一緒に考えていけたらいいなと感じました。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

学校と福祉施設へのヒアリングの結果を聞きまして、審議会の中では出ないようなことが短い説明の中にもありました。やはり、子どもにとっては本物に触れるということのすごさという話もありましたので、このビジョンへそういったことを少しでも取り込んでいただくといいと思います。

まず、この「(仮称)新東大阪市文化政策ビジョンは」「新・東大阪市」や「第3次東大阪市文化政策ビジョン」という風にしないと、「新東大阪市」という新しい市ができたように見えてしまいます。

それから、審議会で議論したことや、市民意識調査の結果も適宜盛り込まれていて、非常にバランスのとれたいいものになっていると思います。ただ少し総花的というか、先ほども意見があったように全体の書きぶりがもう少しリアリティやあるいはシャープさがあったほうが説得力があるのではないかと思います。

まず、1ページの「改定にあたって」の3行目の中に「文化的人権を保障しながら」という言葉が出てきますが、「文化的人権」とはということなのか説明文がないとわかりません。例えば「1 社会動向の変化」の中に貧困や格差の問題、あるいはジェンダーの問題をもう少しリアリティを持って触れたほうが、何も知らない人が読んだときにわかりやすいのではないのでしょうか。

それから、柱立てを変えることは必要なことだと思いますが、先ほど指摘があっ

たように絞り込むことで抽象度が高くなり、今まで見えていたものが見えにくくなる弊害が出てきます。

例えば、22ページに「文化施設の質の高い運用」とありますが、「質の高い運用」ではよくわからない。「質の高い運用」とはどうすることか。もう少し踏み込んで書くときに、あまり抽象度が高くなると紛れ込んでしまってもわからなくなる。

それから、現ビジョンの中の「文化活動の支援・助成における仕組みづくりを」には非常に大事な「アームス・レングスの法則」があります。あいちトリエンナーレの騒動のときも感じましたが、文化表現と表現の自由と行政の施策のあり方について非常に重要な考え方です。場合によっては政治性を帯びますので、難しい問題なのですが、それをこのように一括りにまとめられてしまうと、この考え方が一体どこに書かれているのだとなってしまいます。

柱立てをシンプルにするのはいいですが、それによって見えにくくなる部分があるということを意識していただいて、柱立てから外すのであれば本文の中によりリアルに書き込んでいくことが必要です。

そういう意味では、先ほどの説明で「多様な文化が交流するまちづくり」が国際交流に関する柱ということでしたが、それでは国際交流という意味のリアリティがなさ過ぎてわかりにくいという印象を持ちました。

もう一つは、この審議会でも申し上げた災害と文化ということについても、どこか言及がいてのではないかと思います。具体的には難しいですが、阪神淡路大震災や東日本大震災など色々なところで見聞きすると、災害復興における文化の役割は非常に大事な問題です。これから東南海地震などはかなり高い確率で起こると言われていますし、災害復興における文化をどう捉えていくかということもどこかで言及して、いざというときに文化施策としてどうするかという心構え的なものがあったほうがいいのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

まず、今回の改正の中で行政と市民の皆さんが協働で市の文化政策を推進していくとありますが、私どもは多文化共生社会のために東大阪国際交流フェスティバルを立ち上げ、今年でちょうど25年を迎えます。行政とスクラムを組んで役割分担をしながら、25年やってきたということを評価するものもおれば、少し物足りない人もいるかもしれませんが、成功の例だと思っております。

財政や組織、運営、企画などの様々な問題もある程度、行政と手を組んでやるからやっていけるのです。行政だけでやったとしても、市民との疎通が少なくなるし、民間だけでやってもイベントが上手くいかないときはけんか別れをしてしまったり、上手くいっているときには主導権の争いが起こったりということがあられるかもしれない。そういうときに、ときには行政をお願いをしたり、行政が仲人的な役割をしたりしながらやったほうが私の経験からしても、やりやすかった。

民間でイベントを実施する場合、実施する側の市民にどうしても負担がかかる場合があります。奉仕と犠牲的精神がなければやれない場合がありますが、そのところは行政がある意味で支えてもらえれば、ある程度の線までいくのではないかと思います。

それと、先ほど指摘がありました22ページの項目の並びですが一番最後に「東大阪文化芸術振興条例および文化芸術審議会の役割」を持ってくるべきだと私も思います。

○会長

ありがとうございます。副会長どうぞ。

○副会長

大きく市民文化と都市文化の二つの柱にして、今までのビジョンを踏まえてやっていくというのは私もいい方向でないかと思います。ただ、それを今後、具体

化するときにもう少しはっきりビジョンの方向に沿って、表現については色々と改善していく余地があるのでこれからの検討に期待できればと思います。

あと、一つアームス・レングスの問題もそうですが、我々は審議会で議論しているのでよくわかっていますが、例えば、アウトリーチ、インリーチ、社会包摂など専門用語を入れる場合には、趣旨や狙いを書いて「こういうことを目指すインリーチ」などとしないと他の人たちにはわかりにくいと思いました。

細かいことは今後のまた検討の機会があるということなので、そのときにまた発言したいと思います。基本的には前回のビジョンを踏まえて、より方向性をはっきりさせようという意図がよくわかりますし、そこは表現をうまく磨けば非常に意味のある新しいビジョンができるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。皆様にいただいた御意見を反映して、たたき台をバージョン1、バージョン2とつくっていきましょう。

私も今、気づいたところですが21ページの「推進のために」の「市民協働による文化政策の推進」を活かすための構成をしなければいけません。その提案として、この項目ごとに、「行政の役割」、「市民及び民間団体の役割」、「協働」でやるべきことというような区分はできないかなと思います。「行政」の中にPFI事業者や財団を入れるか、あるいはそれは中間団体として置くかはありますが、主体を全部並べて、それぞれの役割を明らかにしてほしい。主として責任を持つ者とそうでない者を例えば◎、○、△、空白で分ければ文化政策はすべて行政の仕事ということではなく、協働の関係も見えてくると思います。主体は市民で行政は助成金などで支援するというようなスペクトラムが見えてくるのではないのでしょうか。

次が、施策調査票をせっかく作ったのにこのビジョンの中では反映しきれていないので、柱ごとにモデルKPIを選択して入れることはできないのでしょうか。この目的を達成するためには、この事業のこの指標が一番フィットするのではないかという

を出していくなどです。つまり、施策調査票では厳しく目標設定せよ、コストを下げろ、パフォーマンス上げろと言っている割にビジョンに何の縛りもないというはおかしいかなという気がします。KPIを入れないと何というかビジョンが宙に浮いてしまう危険性がある。

一つは、この政策ビジョンは施策調査票をつくって、我々も報告をもらって審査するということを予告していました。これから審議会は、条例のお守り役、文化政策ビジョンの進行についての外部評価をする、責任を持った諮問答申機関にルーチンワークとしてなっていく必要があるというふうに、僕は思っているのです。市長との話でもそうでした。ですので、そういう位置づけになるとするとこのビジョンの中にKPIがないとまずいと思うわけです。

それと、今度のビジョンが第3期になりますが、第1期のときからのビジョンの性格をずっと反省しているのですが、啓発誘導型に終わったのではないかと思うのです。どうもそれではダメだということに気づいてきたので、私は管理統制型、マネジメントコントロールのビジョンに切りかえるべきだと思っています。KPI出すにしても、現場の責任において出していただき、評価する。そのようなコントロール型の計画でいってほしい。

それから、ビジョンの柱ごとに条例第何条に基づく柱というのを、全部出していただけませんか。条例を改めて確認していただくと第2条の基本理念のところに、「誰もが文化芸術を享受し文化芸術活動に参加し、及び文化芸術を創造することのできる権利が文化的権利として確立されなければならない」と、すでに書いてあります。先ほど、御指摘があった文化的人権というのは条例で書かれているわけです。

それから、市民意識調査によると子どもに非常に重点を置かなければいけない、小中学校も含め危機的状況ではないのかなというふうなことを思わせますが、これについては、第12条に「子ども、高齢者、障害者、外国人等が行う文化芸術活動の充実を図る」と書いてあるのです。

アームス・レングスの原則に関しては、条例第2条の第6項によるとすればいいと思いますが、アームス・レングスの原則は干渉してはならないというもので、自主尊重では緩いです。他県の条例では県は文化の内容に介入し、又は干渉してはならないとしています。条例第〇条に基づくというクレジットを入れる、それが条例を大事にする精神だということです。

それから、各出先、現場施設においては、この仕事は文化政策ビジョンのこの柱について実施しているというクレジットを入れる練習をしてほしいです。そうしますと、本会におかれては、PFI事業者や財団に対して、とにかくお金をもうけてくださいという部分と、これはお金もうけは無理だけど政策的にやってもらわないといけない子ども向け、障害者向けの事業というフレームをきちんと整理されて、その部分については公金としてオンをするというルールをつくっていただかないと、今のままのルールでは、現場でポピュリズムをやりなさいというのと一緒になりかねないです。その辺は、このビジョンができることに応じて整理をしていただきたいということをお願いします。公益的、公共的事業と、いわゆる利用料金制を導入するような収益的事業と峻別してほしい。財団におかれても、その要望をされるべきではないかと思います。言いなりになる必要はないと私は思います。

ほかに御意見ございますか。

○委員

今、おっしゃられた条例についてはそのとおりで、そういうことがあってこそ条例の形骸化を防いで運営していける。非常にいいお考えだと思います。

○会長

ありがとうございます。どうぞ。

○副会長

それと、文化政策は決して行政だけの仕事ではないということ。これもやっぱり大事なポイントです。政策という言葉が何か行政の仕事というふうに市民には捉え

られがちなので、このビジョンのほうではっきり強く出さないと、行政が言って行政がやることだなというふうになってしまいます。

「文化政策の推進のために」は、今回は表現も少し変わるとはいますが、文化政策の推進というのは庁内の云々だけではなくてやはり、市民や民間団体がむしろ主体的に参画することなのだというあたりは、大事なポイントだと思います。

それともう一つ、さきほど言い忘れていましたが都市文化と市民文化に分けますけれど、本当はつながっているんですよね。都市文化は、何か華やで派手でお金をかけていて、確かにまちの誇りになるけど、それは一面でありまして、そのまち、都市の文化というのは市民文化と全然無縁のものでは絶対ないということです。だから、この創造館だって市民が使わないと意味がないのです。勝手に行政がまちの誇りのためにつくったようなものではなく、市民文化ともどうつながるんだ、どう貢献するんだということがまさに行政が考える文化政策だけではなくて市民や、中間団体、民間も入ったビジョンになることがこれから大事なかなというふうに委員長の高説に賛同しながら少しつけ加えました。

○会長

ありがとうございました。ほかにご意見ありませんか。

○委員

5ページに国連のSDGsが入っていますが、これだけだといかにも今のトレンドにのっただけで取ってつけた感があります。全体の中でどう書けばいいのか難しいですが、どこがどう関連するのか、もう少しこの審議会でも議論していただければいいと思います。これを織り込むこと自体は非常に評価できることだという印象です。

○会長

SDGsについては国が各自治体の個別計画の中でブレイクダウンしてくれとお願いしているので、みんな一斉に総合計画の中に載せるということになっているの

です。SDGsの17項目も条例のクレジットを入れるのと同じように柱ごとに貼り付けたらどうでしょうか。

「質の高い教育をみんなに」は「すぐれた芸術鑑賞機会をみんなに」ということになるでしょう。逆に、SDGsを実現しようと思ったら新しい施策や色々な知恵が湧いてくると思います。

市のトップや経営担当課のほうに言っておいてほしいのですが、単に「稼働率を上げろ」、「赤字をなくせ」、この2大目標だったらホールを潰すことになります。公立ホールは公設演芸場とは違うということです。教育施設であり、福祉施設であり、医療施設であるというのが劇場音楽堂活性化法の本質なんだと、半分以上その本質で貫かないと、そんなホール潰してまえという世論が起こってしまいますよというふうに言っておきたいです。そうしないとこの社会的な平等の回復をしようというSDGsだって、意味がなくなってしまいます。

これまでの意見を参考にしながらバージョン2の素案をつくってみましょう。ただ、特にKPIはどれを採用するかというのは随分決断が要りますから、考えてみてください。多くの自治体は非常に安易に住民の満足度を投入することがありますが、僕は満足度というものをあまり信用していません。満足度は、暇と金と体力豊かな人が満足するという、結局、社会格差を広げるだけだからです。公益の供給事業というのは、ある意味での社会的な平等回復をするための社会的な富の再配分を強制行使することだと思っています。

もう一つは、「忙しくて行けない」というのは実は、時間的貧困だという概念を確立してください。この市民意識調査の中で忙しくて行けないという回答が多かったというのは、この人たちがまだ救いの手を差し伸べられてないということであって、忙しい人たちでも来れるチャンスをつくる、あるいは情報を届けるという努力をするべきではないかという発想になると思うのです。

以上で次の作業に向けての総括を終わります。事務局からの機構改革の御報告が

あるようでございます。

○事務局

＜令和2年度の組織機構改革について報告＞

○会長

以上で本日の審議会は終了します。ありがとうございました。

—了—